

青森県報

第九百八十三号

令和七年
十月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障
祉が課い) ……一

○右 同……………(同) ……一

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二

○保安林の指定……………(林
政 課) ……二

公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(行政経営課) ……二

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……三

告 示

青森県告示第五百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和七年十月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県告示第五百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和七年十月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービス事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人三本の木	三戸郡南部町大字三斗賀字上町焼四三の六	就労継続支援A型		特定非営利活動法人三本の木就労継続支援A型	三戸郡南部町大字三斗賀字上町焼四三の六	令和七・一〇・三十一

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービス事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	居宅介護		ケアステールあい藤崎	南津軽郡藤崎町大字藤崎字館岡九の一	令和七・一〇・三十一
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	重度訪問介護		ケアステールあい藤崎	南津軽郡藤崎町大字藤崎字館岡九の一	〃
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	同行援護		ケアステールあい藤崎	南津軽郡藤崎町大字藤崎字館岡九の一	〃

青森県告示第五百四十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和七年十月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	社会福祉法人愛成会	特定非営利活動法人元酒蔵の歴史を保存・活用する会	特定非営利活動法人元酒蔵の歴史を保存・活用する会	特定非営利活動法人元酒蔵の歴史を保存・活用する会
	障害児通所支援の種類					
障害児通所支援事業を行う事業所	名 称	こども発達サポート花	児童発達支援	黒石市旭町九の五	放課後等デイサービス	黒石市旭町九の五
	所 在 地	弘前市大字豊原一丁目一の三	児童発達支援	黒石市旭町九の五	黒石市旭町九の五	黒石市旭町九の五
指 定 年 月 日	令和七・一		〃	〃	〃	〃

青森県告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和七年十月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林の所在場所

東津軽郡今別町大字今別字西田二五〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施設要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び今別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
ネットワーク機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年十月七日
- 五 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五の三
- 六 落札金額
二百二十六万四千二百四十円
(本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当分である。)
- 七 落札者を決定した手続
賃貸借機器に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和七年八月二十七日
- ~~~~~
- 農用地利用集積等促進計画の認可
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年十月二十四日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和七年十月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

○農用地利用集積等促進計画(売買)

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地			
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地
齊藤 晃	弘前市	弘前市	細越	大口沢	62番1筆 ほか1筆
竹谷 亮	弘前市	弘前市	五代	田屋敷	195番
鳴海 綾奈	弘前市	弘前市	鬼沢	山ノ越	249番2 25
木村 博樹	弘前市	弘前市	三和	下池神	143番6
下山 忠利	弘前市	弘前市	青女子	桂川	8番
葛西 貴之	弘前市	弘前市	五代	山本	672番3筆 ほか1筆
福士 潤一	弘前市	弘前市	大久保	沼田	212番4筆 ほか2筆
須藤 成人	弘前市	弘前市	大森	勝山	71番
川越 孝三	弘前市	弘前市	高杉	尾上山	210番8 3筆 ほか1筆
葛西 与志則	弘前市	弘前市	小友	神原	949番筆 ほか1筆
山本 将士	西津軽郡深浦町	弘前市	貝沢	沢辺	284番1筆 ほか1筆
三上 秋雄	弘前市	弘前市	中別所	葛野	96番8
田澤 慶藏	弘前市	弘前市	黒土	川合	102番1筆 ほか1筆
葛西 陽一	弘前市	弘前市	湯口	二ノ細川	22番1

葛西 陽一	弘前市	弘前市	湯口	二ノ細川	4番	
栗原 直彦	弘前市	弘前市	百沢	東岩木山	1656番	
成田 義美	弘前市	弘前市	小友	宇田野	582番1	
高橋 淳一	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	苦木	豊田	225番	ほか1筆
工藤 定	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	大根子	牧ヶ袋	2番1	ほか1筆
工藤 定	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	大根子	小川原田	59番	
工藤 定	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	大根子	牧ヶ袋	99番2	ほか2筆
阿部 順一	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	田舎館	東田	77番1	ほか1筆
有限会社クイエス青果	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	豊蒔	牡丹森	53番1	ほか6筆
工藤 康記	つがる市	北津軽郡鶴田町	野木	上礼	23番	
中野渡 正光	十和田市	十和田市	三本木	矢神	19番	
小沢 敬市	十和田市	十和田市	奥瀬	北向	28番39	ほか1筆
折田 金悦	十和田市	十和田市	奥瀬	北向	31番9	
田面木 優	三沢市	三沢市	三沢	淋代平1	1557番1	ほか2筆
小比類巻 健	三沢市	三沢市	三沢	園沢	111番2	ほか1筆
佐々木 和枝	三沢市	三沢市	三沢	堀口	94番17	
農事組合法人山本牧場	三沢市	三沢市	三沢	淋代平	2810番	

農事組合法人山本牧場	三沢市	三沢市	三沢	淋代平	1324番	ほか1筆
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		栗ノ木沢	87番13	ほか4筆
山内 隆一	上北郡六戸町	上北郡六戸町	上吉田	長谷	93番68	
金崎 唯志	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	七百	86番18	ほか8筆
高橋 浩二	十和田市	上北郡六戸町	折茂	沖山	841番	ほか11筆